

## 第8期計画策定における国の基本指針について

介護保険法において、厚生労働大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下、「基本指針」という。)を定めることとされています。

都道府県及び市町村は、基本指針に即して、3年を一期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たすものとなります。

### ■第8期計画の基本方針(案)

※下線は第7期からの変更箇所、★は新規追加事項

#### 1 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

##### (1) 地域包括ケアシステムの基本的理念

- 1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- 2 介護給付等対象サービスの充実・強化
- 3 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備
- 4 日常生活を支援する体制の整備
- 5 高齢者の住まいの安定的な確保

##### (2) 2025年及び2040年を見据えた目標

##### (3) 医療計画との整合性の確保

##### (4) 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進

##### (5) 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業

##### (6) 介護に取り組む家族等への支援の充実

##### (7) 認知症施策の推進

##### (8) 高齢者虐待の防止等

##### (9) 介護サービス情報の公表

##### (10) 効果的・効率的な介護給付の推進

##### (11) 都道府県による市町村支援並びに都道府県、市町村間及び市町村相互間の連携

##### (12) 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進

##### ★(13) 保険者機能強化推進交付金等の活用

##### ★(14) 災害や感染症対策に係る体制整備

#### 2 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

##### (1) 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

- 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等

- 2 要介護者等地域の実態の把握
- 3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備
- 4 2025年度及び2040年度の推計並びに第8期の目標
- 5 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表
- 6 日常生活圏域の設定
- 7 他の計画との関係
- 8 その他

(2) 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

- 1 日常生活圏域
- 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- 3 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 4 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定

(3) 市町村介護保険事業計画の任意記載事項

- 1 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項
- 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
- 3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策
- ★4 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項
- 5 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項
- ★6 認知症施策の推進
- ★7 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数
- 8 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項
- 9 市町村独自事業に関する事項
- 10 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項
- ★11 災害に対する備えの検討
- ★12 感染症に対する備えの検討

3 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項

(都計画のため省略)